

脳性まひのお子様とご家族の皆様へ

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

この制度は 2009 年に創設され、(公財)日本医療機能評価機構により運営されています。

制度開始以来の補償対象者数は 2015 年 7 月末時点の累計で 1,405 人となっています。

【補償内容は？】

＜補償金＞

補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額 3,000 万円の補償金が支払われます。

＜補償の対象＞ 次の①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。

なお、お子様の出生年によって基準が一部異なります。

	2014 年 12 月 31 日までに出生した お子様の場合	2015 年 1 月 1 日以降に出生した お子様の場合
①	在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、 または在胎週数28週以上で所定の要件	在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、 または在胎週数28週以上で所定の要件
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ	
③	身体障害者手帳 1・2 級相当の脳性まひ	

※ 生後 6 ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

【補償申請できる期間は？】

補償申請できる期間は、お子様の満 1 歳の誕生日から満 5 歳の誕生日までです。

(ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後 6 ヶ月から補償申請可能です。)

【その他ご案内】

詳細については、運営組織である(公財)日本医療機能評価機構の産科医療補償制度ホームページを参照いただくか、お産した分娩機関または下記コールセンターにお問い合わせください。

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

産科医療補償制度コールセンター

0120-330-637 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝除く）